

平成 22 年度税制改正（租税特別措置）見直し事項（**廃止**・縮減）

（農林水産省）

制 度 名	農林中央金庫等が行う組織再編成による登記の税率の軽減措置			
税目（条文番号）	登録免許税（措法第 80 条の 3）			
見 直 し の 内 容	<p>農協系統金融機関（農協・信連・農林中央金庫）が、合併等の組織再編を実施する際の登録免許税を軽減する。</p> <p>平成 22 年 3 月末が適用期限となっている本措置について、延長要望を行わない。</p> <table border="1" data-bbox="1013 855 1489 949"> <tr> <td data-bbox="1013 855 1220 949">増収見込額 （平年度）</td> <td data-bbox="1220 855 1489 949">+ 1 1 5 百万円</td> </tr> </table>		増収見込額 （平年度）	+ 1 1 5 百万円
増収見込額 （平年度）	+ 1 1 5 百万円			
廃 止 又 は 縮 減 の 理 由	<p>信連から農林中金への事業譲渡に係る措置については、18 年度以降適用がないこと。また、信用事業を行う農協同士の合併に係る措置については、利用が 6 割にとどまり減税額が少額であること。</p> <p>以上のことから、延長要望を行わない。</p>			